

上越市3Rオフィスクラブ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、積極的なごみの減量等に取り組む事業所等を市が認定する制度を創設することにより、事業所等の排出するごみの減量及び事業所等による資源のリサイクルを推進するとともに、事業所等間の情報交換による環境保全意識の高揚及び事業所等による市民への環境保全意識の啓発の推進を図り、もって、市民、事業者及び市が一体となったごみの減量及び資源のリサイクルの取組を普及させることを目的とする。

(認定)

第2条 市長は、前条に規定する目的を達成するため、市内の事業所、小売店、法人、団体等（以下「事業所等」という。）で、リデュース（Reduce＝ごみを根本から減らすことをいう。）、リユース（Reuse＝物を大切に使い続けることをいう。）、リサイクル（Recycle＝資源として再活用することをいう。）を実践するものを上越市3Rオフィスクラブとして認定する。

(認定の対象となる事業所等)

第3条 上越市3Rオフィスクラブの認定の対象となる事業所等は、ごみの減量、資源のリサイクルの推進等に関する次に掲げる事項のうち3以上の事項を実践している事業所等とする。

- (1) 事業所等から排出するごみについて、減量化又は分別の細分化による再資源化に努めていること。
- (2) 社員等に対し、ごみの減量若しくは分別又は資源のリサイクルに関する教育を行い、積極的に意識啓発を進めていること。
- (3) 顧客等に対し、買物袋持参運動の推進、商品の簡易包装の推奨、詰め替え用商品の推奨その他ごみの減量につながる取組を積極的に行っていること。
- (4) 顧客等に対し、広告チラシ、店内放送等による広報活動でごみの減量又は資源のリサイクルの啓発を積極的に行っていること。
- (5) エコマーク又はグリーンマークの表示のある商品等の販売を積極的に行っていること。
- (6) 再生紙、再生品等を事業所等において使用する資材又は事業者等の備品に使用していること。
- (7) 牛乳パック、食品トレーその他の資源物等の店頭回収を実施していること。
- (8) 間伐材、生ごみ等を有効に活用し、又は再生資源を活用した製品を製造していること。
- (9) 地域の環境美化運動又は環境保全に係るボランティア活動に積極的に協力していること。

(10) 上越市ISOクラブに加盟し、又はISO14000シリーズその他の環境管理システムの認証を取得していること。

(11) その他第1条に規定する目的に沿った取組を行っていることと認められること。

(欠格条項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所等は、認定の対象としない。

(1) 別に定めるところにより市が行う建設工事又は調査測量設計の請負に係る指名競争入札又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外する措置がなされている場合

(2) この制度の主旨に反する行為を行っていることと市長が認める場合

(3) 上越市3Rオフィスクラブの認定を取り消された日から2年を経過していない場合（第8条第6号の場合に該当し、認定を取り消された場合を除く。）

(認定の申請)

第5条 上越市3Rオフィスクラブの認定を受けようとする事業所等は、上越市3Rオフィスクラブ認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定等の手続)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは、上越市3Rオフィスクラブとして認定し、別に定める認定証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、上越市3Rオフィスクラブとして認定することを不適当と認めるときは、上越市3Rオフィスクラブ認定申請却下通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

(認定事業所等の責務)

第7条 前条第1項の規定により認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）は、第3条に掲げる事項のうち認定の基礎となった事項以外の事項についても積極的に実践し、ごみの減量及び資源のリサイクルの推進、環境保全意識の啓発等に努めなければならない。

(認定の取消し等)

第8条 市長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消し、認定証を返還させるものとする。

(1) 上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第5号）第10条の規定により入札の参加資格を取り消された場合

(2) 上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）第10条第2項の規定により入札の参加資格を取り消された場合

- (3) 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成12年上越市告示第77号）第11条第2項の規定により入札の参加資格を取り消された場合
- (4) 別に定めるところにより市が行う建設工事又は調査測量設計の請負に係る指名競争入札又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外する措置がなされた場合
- (5) この制度の主旨に反する行為を行っているとして市長が認める場合
- (6) 第3条に掲げる事項のうち実践している事項が2以下になったと認める場合
（認定の有効期間等）

第9条 認定の有効期間は、認定の日から2年とする。

- 2 認定事業所等は、前項に規定する有効期間の満了後引き続き認定を受けようとするときは、再度第5条の規定による申請を行い、市長の審査を受けなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 改正後の第4条及び第8条の規定は、この要綱の実施の日以後に生じた事由について適用する。